

再公告

広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

なお、本件は令和7年4月24日に公告を行った「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託」の再公告です。

令和 7年 7月 1日

広陵町長 吉村 裕之



1. 業務の名称

広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託

2. 募集の方法

公募型プロポーザル

3. 業務の概要

(1) 業務の目的

広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務(以下「本業務」という。)は、老朽化した広陵町東部地区農業研修センターを建て替え、広瀬区における持続可能な地域づくりや地域防災の拠点として活用されることを目的に、新たな施設の整備に向けた設計等業務を行うものです。

町と広瀬区との協働のもと令和6年度に策定した「広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画」の内容を踏まえ、設計段階においても施設の規模、配置及び防災面等について地域との議論を深め住民が使いたいと思う施設の整備が必要であることから、最新の技術やノウハウ、柔軟かつ高度な発想力と技術を有し、情熱を持って業務を担える設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施します。

(2) 業務の内容

業務内容については、別紙「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託特記仕様書」のとおりです。

4. 履行期限

令和 8年 3月 31日

5. 業務限度額

22,693千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6. 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とします。

- (1) 令和6年度及び7年度広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書を提出している者で、同時提出の（広陵町様式⑧-2）測量・建設コンサルタント等業者カードの希望業種「建築士事務所」欄の「建築設計」及び「工事監理」に「○」の入力がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしており、かつ管理技術者については、提出者の組織に属して同法に基づく一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。
- (4) 基本設計に当たり、設計と条件に関する住民の意向や意思決定の過程を知り設計へ反映させるため、ワークショップなど住民意見を聴取する場（3回程度）に積極的に同席することができること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (6) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 広陵町の指名停止措置を受けていない者であること。

なお、プロポーザル応募者が、契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

7. その他

その他本業務については、別紙「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託特記仕様書」及び「広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託プロポーザル実施要領」を参照してください。